

補助金等調書

(2-1)

番号	3	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	平成26年度	
補助金等の名称	印西市町内会等地区連絡会活動費補助金					
交付要綱等の名称	印西市町内会等地区連絡会活動費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (有(平成31年度))					
要綱に規定する交付対象者	町内会、自治会及び町会等の連合体である印西市町内会自治会連合会内に設置された地区別の連絡会					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)			設立年月日	構成人数	
	(別紙) 町内会等地区連絡会 活動費補助金 交付一覧					
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有)・無 有の場合は、類似団体数(7団体)					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 行政の円滑化、地域社会における住民福祉の向上					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	185,100	227,600	595,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	185,100	227,600	595,000
		会費				
		事業収入				
		その他				
		合計	185,100	227,600	595,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費	185,100	227,600	595,000	
		その他				
		合計	185,100	227,600	595,000	
	翌年度繰越金					
	補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ 構成する団体数×5,000円 又は、地区連絡会が支出した補助対象経費のいずれか低い額を交付。				

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)				
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)				
	第7次実施計画6-1市民が主体のまちづくりを推進する[住民自治] コミュニティ活動の推進事業 地縁に基づき、共通の利益の実現及び福祉の向上を主たる目的として自主的に活動する町内会等の連合体である連絡会の活動を、費用面で補助することにより、町内会等が地域の住民自治を促進するとともに、町内会等同士の連携が図られることにより、行政の円滑化、効率化が図られるため補助金を交付している。				
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)				
	885千円 既存団体 5,000円×172団体 新設団体 5,000円× 5団体				
	③ 平成29年度の実績を記載してください (実績がない場合は、実績なしと記入してください。)				
	3団体 227,600円				
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。				
	町内会等の連合体である連絡会の活動を、費用面で補助することにより、町内会等が地域の住民自治を促進するとともに、町内会等同士の連携が図られることにより、行政の円滑化、効率化が図られる。				
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対する財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対する終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)				
担当課の判定	効果的で活用しやすい補助金となるよう、3年ごとに制度の見直しを行っている。 補助対象団体である連絡会は、町内会等の集合体であり、連絡会の活動を補助することにより、連絡会の活発な活動を促進することとなり、それが行政運営の円滑化につながるため、補助金の終期は設けていない。				
	⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。				
	○見直し内容 ・構成団体数の確認方法の追加(代表者名簿の添付に替えて、連絡会の規約に明記されている団体数でも可) ○今後のあり方 地域コミュニティの中核を担っている町内会等の連合体である連絡会は、行政と住民との架け橋となり、地縁に基づく共助活動を行う代表的存在で、円滑な行政活動を行ううえで必要不可欠な存在となっている。そのような町内会等の活動がより盛んになるための費用補助を継続して行う。				
	⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)				
	住民自治の向上につながるもの				
判定の理由	補助対象となっている連絡会を構成している町内会等に参加している世帯数は、市全体の6割を上回っており、広く市民にいきわたるものであり、不特定多数のものの利益の増進に付与している。				
	担当課の判定 ☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止				
判定の理由		地域コミュニティの中核を担っている町内会等の活動は、市からの情報伝達の側面や、災害時の共助的側面からも、市にとって有益なものであり、また町内会等の連合体である連絡会の活動を促進することにより、町内会等同士の連携を強化し、地域の住民自治が促進されることから、今後も補助を継続していくことが望ましいため。			

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	町内会等地区連絡会活動費補助金
-------	-----------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	1団体9,000円＋1,000,000円	なし
佐倉市	1団体2,000円＋20,000円	なし
四街道市	均等割10,000円	なし
八街市		
富里市	補助対象経費の10/10以内	上限30万円
白井市		
印西市	構成団体数×5,000円、又は、 団体が支出した補助対象経費	なし

平成29年度 町内会等地区連絡会活動費補助金 交付一覧

NO	地区	申請団体名	補助対象経費	構成団体数	補助決定額	交付決定額	備考
1	木下				0		
2	小林				0		
3	大森				0		
4	永治				0		
5	船穂				0		
6	中央駅北	中央駅北地区町内会・自治会連絡会	90,000	18	90,000	37,600	
7	中央駅南	中央駅南地区連絡会	116,334	23	115,000	115,000	
8	牧の原駅南	牧の原駅南地区自治会会長会	75,000	15	75,000	75,000	
9	印旛				0		
10	本埜				0		
合計			281,334	56	280,000	227,600	0

平成29年度

町内会等地区連絡会活動費補助金

NO	地区	申請町内会等	種類	補助対象経費	構成団体数	補助決定額	交付決定額	備考
6	中央駅北	中央駅北地区町内会・自治会	連絡会	90,000	18	90,000	37,600	
7	中央駅南	中央駅南地区	連絡会	116,334	23	115,000	115,000	
8	牧の原駅南	牧の原駅南地区自治会	会長会	75,000	15	75,000	75,000	
		合計		281,334	56	280,000	227,600	0



第6号様式 (第9条)

平成30年3月30日

印西市町内会等地区連絡会活動費補助金実績報告書

印西市長 様

住所 印西市木刈

(所在地)

申請者 団体名 中央駅北地区町内会・自治会連絡会

代表者氏名 会長

連絡先

印西市町内会等地区連絡会活動費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	平成29年8月 1日	指令番号	印西市推指令第25号の6	
地区名	中央駅北		事業年度	平成29年度
着手年月日	平成29年4月1日	完了年月日	平成30年3月25日	
交付決定額	90,000円			
補助対象経費 (決算額)	37,654円			
添付書類	1 活動報告書及び経費内訳書 2 その他 (領収書の写し)			

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

○印西市町内会等地区連絡会活動費補助金交付要綱

平成26年 3 月 27 日 告示第 30 号

改正

平成29年 3 月 31 日 告示第 65 号

印西市町内会等地区連絡会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内会等地区連絡会との相互協力の下、地域社会の形成、維持及び発展を図るため、予算の範囲内において交付する補助金に関し、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、町内会等地区連絡会（以下「地区連絡会」という。）とは、町内会、自治会及び町会等の連合体である印西市町内会自治会連合会（以下「連合会」という。）内に設置された地区別の連絡会をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は地域社会の形成、維持及び発展を図るための事業に地区連絡会が支出する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 総会等に係る飲食代（ただし、茶菓代を除く。）
- (2) 反省会、懇親会等に係る経費
- (3) 人件費、賃金等
- (4) 交際費、慶弔費等
- (5) 役員等に対する報償費等
- (6) 他の補助を受けている団体等への補助等
- (7) 他の補助により補助対象となっている経費
- (8) 政治活動及び宗教活動に係る経費
- (9) その他自己資金が適当と認められる経費

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 地区連絡会を構成する団体数に5,000円を乗じて得た額
- (2) 地区連絡会が支出した補助対象経費の額

2 前項の場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする地区連絡会の代表者（以下「申請者」という。）は、印西市町内会等地区連絡会活動費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 各地区連絡会に係る構成団体、会議の議決並びに代表者の職務及び選出について明記されている規約等又は当該地区連絡会に係る構成団体各代表者の押印のある名簿

(2) 活動計画書及び経費内訳書

(3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 申請者は、補助金の交付を受けようとする事業年度の12月1日までに交付の申請をするものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があるものと認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、印西市町内会等地区連絡会活動費補助金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の申請)

第7条 申請者は、前条の交付の決定後に交付対象事業の一部を変更したときは、印西市町内会等地区連絡会活動費補助金事業変更申請書(別記第3号様式)により、市長に速やかに申請しなければならない。ただし、市長が認める軽微なものについては、この限りでない。

- 2 申請者は、前条の交付の決定後に交付対象事業の一部又は全部を中止したときは、印西市町内会等地区連絡会活動費補助金事業中止申請書(別記第4号様式)により、市長に速やかに申請しなければならない。

(交付の決定の変更)

第8条 市長は前条の変更又は中止の申請により、交付の決定をした額に変更の必要があると認めるときは、補助金の額の変更を決定するものとする。

- 2 市長は前項の規定により補助金の額の変更を決定したときは、印西市町内会等地区連絡会活動費補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により増額となるときは、増額後の額は第4条第1項に規定する額を超えることができない。

- 4 交付対象事業の全部を中止し、第1項の規定により減額となるときは、減額後の額は第4条第1項に規定する額を12で除し、事業を中止する日の属する前月までの月数を乗じて得た額を超えることができない。

- 5 前項の場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は交付対象事業が終了したときは、印西市町内会等地区連絡会活動費補助金実績報告書(別記第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に実績報告をしなければならない。

(1) 活動報告書及び経費内訳書

(2) その他市長が必要と認めるもの

- 2 申請者は、事業年度の3月31日までに、前項の実績報告をするものとする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、印西市町内会等地區連絡会活動費補助金確定通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の額の確定の通知を受けた申請者が補助金の交付を請求しようとするときは、印西市町内会等地區連絡会活動費補助金交付請求書（別記第8号様式）により、市長に請求しなければならない。

2 申請者は事業年度の翌年度の4月30日までに交付の請求をするものとする。
（概算払の請求）

第12条 申請者は、規則第17条第1項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、印西市町内会等地區連絡会活動費補助金交付概算払請求書（別記第9号様式）により、市長に請求しなければならない。

2 申請者は、概算払いによる補助金の交付を受けたときは、事業終了後に精算を行い、第9条に規定する実績報告書に印西市町内会等地區連絡会活動費補助金概算払精算書（別記第10号様式）を添付しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第65号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条）

第2号様式（第6条）

第3号様式（第7条）

第4号様式（第7条）

第5号様式（第8条）

第6号様式（第9条）

第7号様式（第10条）

第8号様式（第11条）

第9号様式（第12条）

第10号様式（第12条）